

令和8年7月30日

公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部

埼玉県本部長 宮嶋 義伸 様

さいたま市長 清水 勇人

さいたま市屋外広告物条例及び屋外広告物の安全対策について（通知）

日頃から、本市の屋外広告物行政に、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物の適正化に向け、取り組んでおります。

さて、国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」（9月1日から9月10日まで）に基づき、本市では、9月1ヶ月間を「令和8年度屋外広告物適正化キャンペーン」として実施する予定です。

つきましては、キャンペーンの一環として、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発や屋外広告物に対する安全対策について、別紙のとおり送付します。

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多数発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要になっています。同封いたしました啓発文を活用し、安全対策、実効性のある点検の実施等に役立ていただければ幸いです。

今後とも屋外広告物条例等について御理解いただくとともに、適正な屋外広告物の掲出に御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

まちなみ・景観係 中村、井口、鈴木

直 通 048-829-1409

FAX 048-829-1979

E-mail : toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp